

東北タイにおける「小規模総合農村開発」 と農民組織の役割と創設

—現状と展望—

亀 谷 昱

1 課 題 と 方 法

本稿の課題は、東北タイにおける小規模総合農村開発 (Small-scale Integrated Rural Development in North-east Thailand) における「農民組織の役割と創設」について考察することである。

ここで「小規模総合農村開発」というのは、一つの農村開発方式を指し、それは小規模の農村地域を単位として、技術的側面および社会経済的側面の両面から総合して農村地域の発展を計ろうとする開発方式である。その特徴とするところは、技術面では、小規模の水利開発を中軸とした農業技術の開発・普及を目指し、社会経済面では、農民の協同組織化によって、この技術の定着化をはかり、ひいては農業生産力の増強とその安定化をはかろうとするものである¹⁾。

考察方法としては、(i) 東北タイ農村の農業生産構造と農民生活構造の現状を把握する、(ii) これと並んで、東北タイ農村の農民組織とその活動の現状を把握する、(iii) 以上の現状認識をふまえて、小規模総合農村開発において、その一翼をなす農民組織の新しいあり方について検討する。

このため、小規模総合農村開発研究のため現地に設定された調査地において、実態調査を実施したが、本稿では、今までに一応整理された調査結果にもとづき、分析、検討を加えることにしたい。ただし、紙幅の都合もあり、本稿では、上記の(ii)と(iii)を中心にとりあげ、(i)は(ii)と(iii)の理解に必要な部分のみをとりあげ、他の大部分は割愛することにした²⁾。

- 1) 「小規模総合農村開発」の考え方については次のものを参照。

“Integrated small scale rural development in North-east Thailand and Comparison with Toban area in Japan”. Japan International Cooperation Agency, March 1983.

- 2) この点については、次のものを参照されたい。

“Establishment of farmer's organizations and it's role in small-scale integrated rural development of north-east Thailand”. Interim report of joint study in integrated small-scale rural development in north-east Thailand : The joint research team (Kyoto Univ. Chulalongkorn Univ. and Royal irrigation department)

2 調査地区の設定

東北タイにおける調査地区の選択・決定の主要な基準は、① 水利・灌漑の発展状況、② 農業生産・農民経済の発展状況、③ 農業経済組織・農民組織の発展状況の三つである。これらの発展状況の程度とそれらの組合せを考慮して、調査地区が選択決定されたのである。

4つの調査地区はそれぞれ一つの集落を形成する村=大字村 Muban (village) であり、村名、位置、灌漑状況および村の設立時期は以下のとおりである。

No. 1: バン・ノン・ヤ・フレエーク村

コーン・ケーン県 コーン・ケーン郡 ドン・フン行政村

設立74年前、非灌漑・天水田地区

No. 2: バン・ドン・クロイ村

カラシン県 カラシン市 ヌア行政村

設立 1915年 灌漑開始地区

No. 3: バン・ヤ・カ村

コーン・ケーン県 ポール郡 ポール行政村

半灌漑・塩害地区

No. 4: バン・ノン・クム村

コラート県 シキュ郡

設立64年前、灌漑発展地区

なお、上記の4調査地区のほか、別に次の地区を現地調査したので参考のためかかしておく。

No. 5: バン・ノン・マロン村

ロイ・エト県 ポンサイ郡

設立400年以前

以下、4つの調査設定地区の現地調査の結果を中心として、村落の社会経済、農業生産と農民経済、および農協などの農民組織について、その現状と特質および問題点について概観することにしてみたい。諸種の事情のため、データおよび情報が不十分なところもあるが、事実発見ないし第一次接近することは可能であり、それだけでも重要な意義をもっているであろう。

3 村落の農家構成、行政機構および土地所有の現状および問題点

(1) 村落の概況（面積、世帯構成）

タイ国の行政的地域区分では、通常、6段階に区分されている。全国レベルから末端まで、① Country (国) ② Region (ブロック) ③ Province (Changwat, 県) ④ District (Amphur, 郡) ⑤ Commune (Tambon, 行政村) ⑥ Village (Muban, 村) の順である。われわ

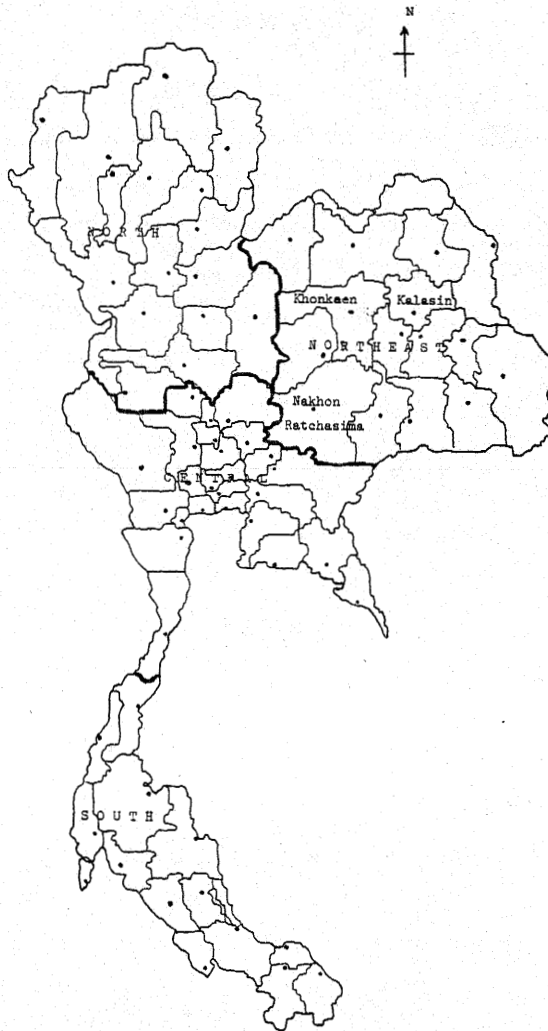


図1 東北タイの位置

れが現地調査の対象にしたのは、このうちの最末端単位である村（ムーバン）Village であり、日本流に言えば、これは自然村落として形成された単位の村落、つまり、大字単位の村落に相当しよう。Village は通常一つの集落を形成し、散居村ではない。

Village を構成する世帯の数は、数十戸から大きいところでは300戸ぐらいの間にあり、多くの農家世帯と少数の非農家世帯からなり、農家世帯では乾期を中心に兼業にできるものが少なくない。

表1と表2は調査村落の土地面積と世帯数を示す。土地は宅地、農地（水田と畑）およびその他土地から構成されるが、合計面積でみると、一村落当たり、最大が No. 1 の6,025ライ、最小が No. 2 の1,485ライである。(1 Rai = 6分の1 ha) 世帯数は、農家世帯と非農家世帯から

表1 村の土地面積 (単位: Rai=6分の1ha)

村落番号		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
宅地		225	85	120	300	40
農地	水田	3,300	1,300	2,100	2,200	1,000
	畑地	2,500	100	100	(3,000)*	300
	果樹園地	—	—	—	—	—
	牧草地	—	—	—	—	—
計		5,800	1,400	2,200	5,200	1,300
その他		—	—	—	—	800**
計		6,025	1,485	2,320	5,500	2,140

注) () タピオカ栽培面積 * 大豆 300 t および他作物 400 t

** 公共地

表2 村の世帯数 (単位: 戸)

村落番号		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
農家	専業	149	60	—	140	35
	兼業	30	10	80	150	2
	計	179	70	80	290	37
非農家	農業労働者	4	—	30*	24	—
	自営	—	5	4	6	—
	雇用	4	—	*	—	—
	計	8	5	34	30	—
計		187	75**	114	320	37

注) * 農業労働者と雇用労働者の計

** 二村落のうちの一村落分である。

構成されるが、最大が No. 4 の320戸、最小が No. 2 の75戸である。農家には専業農家と兼業農家があり、非農家には農業労働者世帯、自営業世帯、雇用者世帯の三種がある。多くは農家世帯であるが、兼業農家が少ない村落 (No. 1, No. 2) と多い村落 (No. 3, No. 4) がみられる。非農家は少ないが、No. 3 では農業労働者世帯が比較的多いのが目立つ。

(2) 村落の行政的運営機構

村落 (Village) の行政的とみられる運営機構は次のとおりである。ただし、各村落で若干の相違があるものとみられる。Village には Village Council があり、その人的構成は、部落長 (Head man プーヤイ・バーン) 1名、その補助者 (Assistant) 2名、教育担当者 (Poo Son Khunna Wut) 1名、農民代表 (Farmer) 5名の計9名より成る。この Council で Village 運営が行なわれる。とくに Head man の役割は重要で、その機能とするところは、① Village 内の秩序 (order) と法 (law) の維持、② 農業生産および販売に関する経済状態の改善 である。Head man は Village の農民・住民による選挙によって選出される。つまり民選である。任期は5年で、政府によって承認される。(なお、参考までに、行政村長カムナンは村落長の互選

で県知事によって任命される。) 給与は Head man が月300パーツで1年毎に加増されるが, Assistant のそれは月145~165パーツで不変, いずれも政府から支給される仕組みになっている。なお, Village Council の機能は, ① 一般的管理 (General administration, 人口動態調査統計をふくむ), ② 教育管理, ③ 健康管理, ④ 宗教管理の各面にわたっており, それぞれの業務分担者がいる。この Village Council には, 基金などの共有基礎財産はなく, 各世帯からの賦課金収入もなく, 経費は政府からの給付によってまかなわれている。ただし, 予算・経費の規模は零細なものである。

以上のごとき, Village の行政的運営機構は, 日本の昔の村役場ほど整備されたものでなく, 事務所も簡単なもので, 恒常的職員がいるわけでもなく, その機能および機構はきわめて primitive な段階にあるとみられる。なお, Village 内に上記以外の農民・住民の共同体的あるいは自主的な活動組織が若干みられる。これらは, Village の共同的性格を考察する場合, 重要なものであり, 後述される。

(3) 土地所有の形態と規模……階層分化の進行

農地は水田 (Paddy land) と畑地 (Up-land) であるが, その所有形態および所有規模は村内で決して均質, 均等でない。農家世帯 (農業労働者世帯をのぞく) は, 土地所有状況からみると, 自作農と自小作および小作農に分類できるが, その構成状況は表3に示すとおりである。No. 1, No. 2 地区ではすべて自作農であるが, No. 3 地区では少数の小作農が存在し, No. 4 地区では少数の小作農と相当数の自小作農がみられる。なお, 先述したが, 表2でみたように, 農業労働者世帯が No. 1, No. 3, No. 4 地区に存在することは重要な事実である。

小作契約形態は刈分小作 (Share cropping) は少なく, 現金小作 (Cash Cropping) に移ってきているとみられる。小作料の水準は, Share cropping で収量の約3分の1といわれる。

農用地の所有規模状況を見ると, 表4に示すとおりである。農家一世帯当たり平均所有規模は, 水田 (または, 水田+畑地) で, No. 1 地区19ライ (33ライ), No. 2 地区が19ライ (20ライ), No. 3 地区27ライ (29ライ), No. 4 地区10ライ (10ライ) である。この平均所有規模は地区によって相違するが, これは自然的条件や社会経済的条件などの差, ことに土地生産力の差に原因するところが大きいとみられる。このことは家族扶養必要規模が地区によって異なることから推察できる。農地所有の規模別階層構成からみると, 各地区内で最小規模と最大規模の間にかかなりの差があり, 各農家の所有規模はこの間にかかなり広く分布する。

さて, 以上みたごとく, 当初, 通説にしたがい予想されたよりも, 農家世帯の土地所有状況は相当の規模格差をもち, かつ, 小作・農業労働者世帯が存在するのである。これらのことは, 村落構造あるいは農業生産構造を理解する上で, 基本的に重要なポイントになると考えられる。この点, 従来, 均分相続制の支配するタイ農家では, 均分相続による農地分割によって, 一旦規模が縮小され, その上で, 開墾による規模拡大が行なわれるという形がとられ, 縮小=拡大というライフサイクルが図式化され, 一種の均質的, 等量的な農家群構成が存在すると考えら

表3 自作と小作の世帯数(戸)

村落番号		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
農家		179	70	80	290	37
自作農		179	70	77	218*	37
小作農	小作農	—	—	3	18	—
	自作農	—	—	—	54	—
	計	—	—	3	72	—

注) * 約75%

表4 土地所有規模(水田)

村落番号		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
一戸当り規模 (Rai)	最小規模	*	6	*	0	0***
	最大規模	*	40	*	100	50
	平均規模	19 (33)**	19 (20)	27 (29)	10 (10)	27 (35)
	生活必要規模	*	20-25	*	10	*
規模別農家戸数 (構成比%)	- 10 Rai	20%	*	—	*	*
	10 - 20	70	*	33%	*	*
	20 - 30	9	*	6	*	*
	35 - 50	1	*	61	*	*
	50 -	—	*	—	*	*

注) * 不明

** () = 水田 + 畑地

*** 3農家が公共地区を利用

れてきた。その当否はともかく、この定説ないし前提だけで、今日の東北タイの村落や土地所有そして農業生産の構造を理解することは困難になってきていることは確かのように思われる。東北タイの Village 構造は遅々としてではあるが、少しずつ変化しつつあるとみた方が実態的である。そして、このような規模格差ないし農家階層の構造が、村落社会や農業生産の運営の上で、はたまた、農業水利の上で、また、農民の協同的組織活動の上で、いかなる影響力をもつか、いかなる意味をもつか、農村開発問題を解く上で重要な鍵をにぎるものと考えられ、今後、十分な検討を必要としよう。

なお、重要な点として、Village の共有地(日本の入会地的なもの)は存在せず、このことが Village の共同体的性格を考える場合に基本的に重要な意味をもつように考えられる。

4 タイ国の農民組織の現状と問題点

(1) タイ国の農民組織の現状と問題点

タイを全国的にみた場合、村落段階で一般に普及しているフォーマルな農民組織の形態は次のごとくである³⁾。

- (i) 農業協同組合 (Agricultural Cooperatives)
- (ii) 農民組合 (Farmers Association, Farmers Group)
- (iii) 農業・農協銀行 (Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives)
- (iv) 水利組合 (Water Use Association)

以下、若干の内容説明をこころみる。ただし、(i)の農協は次項にゆずる。

農民組合は行政村 (Tambon) 単位につくられた農業技術普及組織であり、信用・販売・購売の事業も行なっている。この農民組合は BAAC やタイ中央政府の農業普及局の金融対象主体でもあり、また、タイ中央政府による農民市場機構 (MOF: Marketing Organization for Farmers) の傘下に入っている。組織的には、30人以上の農民によって結成される法人であるが、10~30名の農民で結成される連帯責任制の非法人のものもある。タイの農業技術普及システムは、農業・農業協同組合省の農業普及局が主務官庁で、地域農業普及所 (6) —— 県農業普及事務所 (72) —— 郡農業普及事務所 (647) という系統的組織であり、郡農業普及所は5~6の農民組合を掌握、担当している。

BAAC はタイ国における農業金融の唯一の専門機関で、農民個人に対する直接融資および農協、農民組合を通す間接融資を行なっている。

水利組合は水利、灌漑地域に設立された農民の水管理組織であり、中央政府の管理下にあるものがほとんどである。ただし、その結成、普及はかなりおこなわれているといわれる。

なお、タイの村落では上記の農民組織のほか、インフォーマルな農民組織として当該村落内だけの相互扶助的組織 (後述、参照) が若干みられる。ただし、通説によると、タイの農村社会は、結合のゆるい社会であり、村落共同体も伝統的に強固なものは存在せず、農民の協同組織は一般に弱体である。

(2) タイ国の農業協同組合の動向と特質

タイ国に協同組合組織が紹介されたのは1916年、ドイツのライファイゼン方式のものであった。普及が進むのは立憲君主制に移行した1932年からで、組合の種類も多くなり、数も多くなった。1968年当時、24種類10,811の組合が設立されている。1969年以降、政府は組合の改組政策をすすめる、従来の信用組合中心から、信用、販売、購買および利用事業を行なう総合農協へと改組し、その結果、1973年末には760の農協に集約されることになった。1974年以降、各行政地区である郡レベル毎に単協を設立する「一郡一農協」政策をすすめている。なお、この農協は連合組織をとり、県段階に県連合会、全国段階にタイ国農業協同組合連合会 (Agricultural Cooperative Federation of Thailand) が設立されている。1978年現在、農協 (単協) 数は724組合、土地開拓協同組合数は59組合になっている。なお、タイの農協は制度的には農協法にもとづいているが、その組織および事業の管理運営方法は概略次のとおりである⁴⁾。

- (i) 組合員の責任形態は有限責任であり、組合員は融資額に比例して出資証券を取得し、現在ほとんどの農協は貸付額の5%を出資証券として組合員に保有させている。

亀谷 昶：東北タイにおける「小規模総合農村開発」と農民組織の役割と創設

- (ii) 営業地域は郡全体をカバーしており、各村落に40人前後の組合員からなる非公式のグループを設け、農協と組合員の意志疎通をはかる。
- (iii) 農協は総会を構成するすべての組合員からなっている。総会は理事を選出し、理事会は組合の意志決定ならびにマネージャーの選出、指名に責任を負う。マネージャーは理事会の助言と監督を受けながら全業務を遂行する。
- (iv) 主要な業務は生産信用の供与であり、短期資金（農家経営の季節的資金）と中期資金（土地改良、旧借り換え、その他資本装備資金）を融通する。さらに組合は農家が必要とする資材の共同購入および農産物の共同販売を行なう。若干の農協ではトラクターや噴霧器などの農業機械を保有し、利用事業を行なっている。さらに地域的な資金需要に応じる方法として、預金業務がとくに奨励されている。
- (v) 信用業務を監督するため農業・農業協同組合省は協同組合奨励局と農業普及局の両方の官吏を派遣し、組合員の融資申請の承認にあたり個別農家の営農計画に助言を与え、農業技術を指導する。そして、貸し付資金が融資目的にそっているかを調べるために、少なくとも2回監査が実施される。また、非公式な組合員のグループ会議を随時開き、組合員を教育する。

しかしながら、タイ国の農協は新しい整備段階をむかえたばかりで、組織面、機能面、経営面からみて弱体であり、種々の困難な問題をはらんでいる。

- 3) タイの農民組織を述べたものに次のものが参考になる。本稿でもそれを参照して書かれている。国際協力事業団『農民組織実態調査報告書』昭和55年12月。
- 4) この点については次のものを参照引用している。国際協力事業団『農民組織実態調査報告書』昭和55年12月、63頁。

5 村落段階からみた農民組織の現状と問題点

(1) 農民組織の種類と設立状況

村落 (Village) の段階からみた農民組織の種類と設立状況は次のとおりである。表5は調査地区の現状を示す。村落内の農民組織の種類は、農協 (Agricultural Cooperative) の組合員グループ、農民組合 (Farmers Group, Farmers Association) メンバー・グループ、水利組合 (Water Use Association) メンバー・グループ、農業・農業協同組合銀行 (Bank of Agriculture and Agricultural Cooperative) メンバー・グループ、信用組合 (Credit Union) メンバー・グループ、米銀行 (Rice Bank) メンバー・グループ、肥料銀行 (Fertilizer Bank) メンバー・グループなどである。ここでグループというのは全国的あるいは地方的なシステムをもつ農民組織の各村内のメンバーのグループをさすのであり、かならずしも農民組織の支部ではない。村落内の各農家はこれら農民組織に選択的に加入し、農民組織の種類ごとに加入者達によって村落単位のグループを形成している。たとえば、ある農家は農協組合員グループに所属するが

表5 農民組織の現状

村落番号 (戸数)	農民組織の種類	名 称	加入員数	加入率 [‰]
No. 1 (179)	農 協	Muang Kohn Kaen Agr. Co-op.	43	24
	農 民 組 合	—	—	—
	水 利 組 合	—	—	—
	BAAC	*	8	5
	信 用 組 合	*	40	22
	米 銀 行	*	*	*
	肥 料 銀 行	*	*	*
No. 2 (70)	Co-op.	Muang Kalasin Agr. Co-op.	**	**
	F. G.	—	—	—
	W. U. A.	—	—	—
No. 3 (80)	Co-op.	Muang Pol Agr. Co-op.	30	38
	F. G.	***	10+	13
	W. U. A.	*	50	63
No. 4 (290)	Co-op.	Si Kew Agr. Co-op.	22	8
	F. G.	*	30	10
	W. U. A.	*	100+	34
	BAAC	*	30	10
No. 5 (37)	Co-op.	—	—	—
	F. G.	*	16	43
	W. U. A.	—	—	—

注) * 不明

** 少し

*** 農業グループ

農民組合グループに加入せず、他の農家は農民組合グループと水利組合グループに加入するが農協組合員グループに所属しない、などである。村落内全農家が加入している農民組織グループの種類はほとんどみられない。その意味で、村落全農家を包摂する農民組織は存在しない。この点は東北タイの農民組織の整備を考える場合基本的な前提となり、重要な問題である。

各農民組織のシステムと村内におけるこれら農民組織グループの関係について簡単にみておこう。農業協同組合は郡 (Amphur) 単位の総合農協で、その管内は広大で多くの村落をふくんでいる。各村落に農協の支所は設置されていないが、組合員グループが存在するのである。農民組合は通常、行政村 (Tambon) 単位の設置され数村落をふくみ、各村落にそのメンバー・グループが存在する。各村落の BAAC のメンバー・グループはこの農民組合メンバー・グループと一致することが多い。農民組合の役割は主として、普及活動、BAAC による金融活動、そして MOF (Marketing Organization for Farmers) による農産物販売活動である。水利組合は王立灌漑局 (Royal Irrigation Department) によって作られた灌漑地域を単位とする。したがって、それは灌漑地域に存在するが、非灌漑地域には存在しない。水利組合のメンバー・グループは灌漑地域の各村落にのみ存在するのである。

亀谷 昷：東北タイにおける「小規模総合農村開発」と農民組織の役割と創設

信用組合、米銀行、肥料銀行は一般化したものではなく、政府や大学などの農村開発事業実施地区に新しく設立されたものである。これらの農民組織は新しい考え方をもち、新しいタイプのものであり、村落内の農家のための貯蓄や貸付、米の貸借、そして肥料購入のための自助的・相互扶助の組織である。われわれはこれら組織を No.1 地区などにおいてみる事ができる。そして各村において青年グループが設立され、これら農民組織の活動を推進している。なお、参考までに附言すれば、共同的、相互扶助的役割をもつ農家間の手間替（労働交換）は各村において消滅の傾向にあることは注目されよう。

(2) 金融の現状と問題点

農民への貸付は農協、農民組合、BAAC、中間業者、信用組合、米銀行、肥料銀行、近隣者、農家間などによって行なわれる。表6は各村落民に対する金融組織の種類を示すが、その金融状況は各村落で異なる。主要問題は次のとおりである。

- (i) 各村落において、米や商品作物の販売、そして肥料などの購入がほとんど中間業者に掌握されているので、中間業者による貸付が支配的で貸付条件は苛酷である。
- (ii) 農協、農民銀行、BAAC による貸付は通常一部の上層農民が利用し、下層農民はこの金融にめぐまれていない。

表6 金融の現状

村落番号	種類	金融目的	貸付者の位置	該当農家の%	利子率・担保条件
No. 1	農協	農業・生活	役場所在地	20%	月1% 土地抵当 3年 年15~25% 土地抵当
	中間業者	農業・生活	タピオカ・ジュートの業者	50	
	BAAC			5	
	信用組合			22	月1% 6ヶ月
	米銀行	米	村内	*	年12% 米換算
	肥料銀行	肥料	村内	*	*
	その他				多様
No. 2		金融ナシ 貯蓄ナシ			
No. 3	農協	農業・生活	役場所在地	30	年12%
	中間業者	農業・生活	村外の米、タピオカ業者	20	月5%
No. 4	農協			8	年12% 農協と BAAC
	中間業者		*	(18)**	
	BAAC			*	
				10	
No. 5	農協				月10% 土地抵当 月5% 1000バーツ以下 利子なし
	中間業者	農業・生活	郡内	16	
	その他	農業・生活	近隣	*	

注) * 不明

** () = 農協 + BAAC

(3) 販売および購買の現状と問題点

米、タピオカ、ジュート、西瓜などの販売は各村落ともほとんど中間業者、精米業者、工場経営者によって取扱われており、農協の取扱いはわずかにしかすぎない。肥料の購買もほとんどが中間業者によるもので、一部分を農協や農民組合が取扱っている。主要な問題は次のとおりである。

- (i) 米の商品化率が大変低く、たとえば、No. 1 ではゼロ、No. 4 では40%である。
- (ii) 中間業者によって支払われる農民の生産物手取り価格は非常に低く、それは収穫前の借入れにともなう金利の高さや青田売りに原因している。
- (iii) 農協の販売活動は、たとえ高価格を実現できるとしても、農民にとって販売手づきか複雑であり、中間業者にくらべ現金化があまりにもおそい。しかも、農協の金融はこれを補完できず、現金入手を必要とする農民にとって不便である。加えて、農協の立地は多くの農民にとって必ずしも近距離でなく、生産物の運搬上不便である。

(4) 村落段階からみた農民組織上の問題点

以上みてきたように、村落段階の農民組織としては、フォーマルなシステムに所属するものとして、農協系、農民組合系、水利組合系のメンバー・グループがあり、インフォーマルないし自主的な農民組織としては、信用組合、米銀行、肥料銀行があった。これら各農民組織ないしそのメンバー・グループが、一つの村落内でいかなる関係をもつかは、村落内の共同性を知る上で重要な問題である。この点に関し、基本的に重要である問題点を若干指摘しておこう。

- (i) フォーマルな農民組織である、農協、農民組合、水利組合の組織単位が異なり、農協が郡単位、農民組合が行政村単位、水利組合が灌漑地区単位であり、したがって、一村落単位の農民組織は存在しない。各組織への農家の加入率は低く、かつ農家がこれら農民組織別に分断され、一村落内の各メンバー・グループ間の共同性、連帯性も薄弱である。また、各メンバー・グループの機能ないし活動も活発でない。このことは各農民組織がタテ割りシステムで行政機構によって分割されていること、また、農協と農民組合の機能が競合していることにも原因している。この点、東北タイにおける農業・農民をめぐる諸組織は、政府による官制団体的色彩がつよく、人材面、資金面の上で、政府管理、政策的管理に強く依存している。諸組織においては、一応農民ないし住民の自主的・直接的参加方式をとっているが、下からもりあがる自主的・共同的な組織化意欲と運営能力はきわめて小さいと認めざるをえない。この組織上の特質ないし問題点は、東北タイ農業の組織化とその運営の将来方向を考える場合、きわめて重要であり、政府による上からの組織政策と農民側による下からの組織形成の両面をどのように進めるかは重要な課題である。
- (ii) インフォーマルな、あるいは自主的な協同組織は、特定の地区をのぞいて一般にみられない。そして、村落の農業生産や農家生活を支える全体的、包括的な基礎的な共同組織がみあたらないのが現状である。東北タイの集落では、日本の農村社会を支えた伝統的・基

亀谷 昶：東北タイにおける「小規模総合農村開発」と農民組織の役割と創設

礎的共同組織である「農事実行組合」的なものはみあたらない。この点からみると、逆にいえば、東北タイの村落共同体を支える基礎的な要素ないし組織の存在と、その性格の究明は今後の課題である。

- (iii) 村落における金融および流通のほとんどが中間業者に依存している現状には種々の問題がある。一方では、中間業者の役割を適正に評価し、その活動を改善してゆく必要がある。他方では、弱体である農民組織の現状を打破し、その組織と機能を強化し、中間業者に代替できる能力をいかに獲得、養成するかが大きな課題である。

6 小規模総合農村開発と農民組織の整備方向

以上の考察から、村落段階における農村組織の現状と整備方向について、とくに小規模総合農村開発の観点から、いくつかの問題を指摘することができる。とりあえず、基本的なものとして以下のことを指摘しておきたい。

(1) 農協について

農協の現状は、一農協の空間的規模が郡単位であるため、その活動にとってあまりにも大きく、そして、村落在住の農民にとって余りにも不便である。農協の機能をみると、金融、販売、購買などの各事業面において、事業量はあまりにも小さく、事業能力はあまりにも弱小である。その原因は、① 流通経路をにぎる中間業者の存在、② 農業の商品生産化の未発展、③ 農協自体の事業能力の低さ（資金力、市場対応力、職員能力などの低さ）、④ 農民自体の農協活動意識の低さ、などにあるとみられる。そして、農民の農協への加入率はきわめて低く、かつ、すべての農民に平等に公開されていない。農協は政府によって作られ、その運営は官僚的色採がつよく、したがって、農民自身による自助的、相互扶助的組織になっていない。これらの弱点は将来において漸次改善されなければならないと考える。

(2) 農民組合 (Farmers Group) について

農民組合の規模については、一農民組合は行政村の範囲を単位としているので、農協にくらべ問題は少ない。しかし、その機能は複雑で体系的でなく非効率であり、そして、とくに金融、販売、購買などの事業面において農協の機能と競合している。農民組合と農協の関係は、村落段階における組織と機能の両面において体系的、補完的であるように改善される必要がある。制度的には、農民組合ないしそのメンバーは農協の組合員になることができるが、この点もふくめ両組織の関係を再検討しなければならない。

(3) 自助的、相互扶助的組織について

信用組合、米銀行、肥料銀行のごとき自助的、相互扶助的組織が村落段階に整備されねばならない。さらに、村落内の多くの農民を結集する新しいタイプの農民組織を創出すること、とくに青年農民の情熱によって創出することが重要な課題である。

(4) 新しい農民組織の整備についての提案

以上の考察，検討から一つの提案を導くことができる。第一に，村落段階における「小規模総合農村開発」のために必要とされる多くの機能を遂行するところの「自助的，相互扶助的組織」を新しく創出するよう努力しなければならない。この組織は村落の農家すべてを結集する全員加入の組織であり，そして，村落の完全な活動単位でなければならない。それは農民自身の力によって下から創りだされる協同組織であり，「草の根」の組織である。われわれはこの組織を「村落活動協同組合」とよぶことにしよう。日本流に言えば村落共同体の基本的組織である「農事実行組合」に相当する。そして，この村落単位の「村落活動協同組合」と郡単位の農協を組織的に，機能的に連結することが考えられる。

第二に，村落 (Village) 段階ないし行政村 (Tambon) 段階に「農産物出荷組合」をつくり，農産物販売農家を結集した共同販売活動を担当させる。とくに，この出荷組合は小規模総合農村開発によってもたらされる新しい農業生産段階に対応し，販売面において農民の経済的利益を擁護，実現する組織である。もちろん，この出荷組合は情勢に応じ，単独活動も可能であるし，農協と連結することも考えられる。

なお，行政村を単位とする農民組合についてみれば，それと新組織や農協との関係や，そして，それらとの役割分担については，農業技術普及制度ともからめて，再検討さるべきと考えられる。水利組合についても，それと新組織や農協との関係を組織的，機能的に明確にしておく必要がある。

結論的にいえば，小規模総合農村開発において，溜池を水源とする農業水利，灌漑の開発，改良，つまり物的な手段整備が，その効果を社会経済的に実現できるかどうかは，この物的手段を補完する「人的手段としての実行力にとむ農民組織の形成」にかかっているといえよう。